

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	県営土地改良調査事業（巻堀 2 期地区）			事業コード	3066
所属コード	141000	課等名	農政課	係名	農村整備係
課長名	佐々木 和則	担当者名	安齋 牧人	内線番号	6042
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 1 項 5 目農業基盤整備事業（003-01）			
特記事項	総合計画主要事業(農業基盤整備事業)，新市建設計画事業			
事業期間	☐ 単年度 ☐ 単年度繰返 ☒ 期間限定複数年度		開始年度	平成 23 年度
根拠法令等	土地改良法			

(2) 事務事業の概要

農業車両の安全な通行を確保し，農畜産物や生産資材の輸送の合理化及び地域農業の振興を図るため農道の整備計画を策定し，整備事業の採択を目指すもの。

農道整備事業を県営事業で実施する前提で，県が事業主体となり，受益地の精査及び事業効果の算定等，事業採択申請の準備を行う計画調査事業であり，市は経費の 1/2 を負担する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

巻堀地区の農道については，平成 4 年～平成 14 年に 1 期地区の整備を完了しており，本事業は 2 期地区の延長 490m の整備に係るものである。1 期地区整備後，周辺道路の整備が進んだことに伴い，2 期地区の整備が先送りされていたが，整備要望が強く，新市建設計画に登載されている優先順位の高い路線であるため，県営事業での農道整備を目指し，平成 23 年度から計画調査事業を実施しているもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 23 年 12 月に巻堀地区農道整備推進協議会が設立され，地元協力の下に事業を推進していく体制が整った。

平成 24 年度の事業において整備事業の効果算定を行い，採択に必要な条件を満たすことが確認された。今後，整備に係る計画変更（1 期地区も併せた計画変更）を行い，その後，採択申請を行う予定。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

巻堀地区の農道（2期地区）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 見込み
A 農道延長	m	0	490	490	490	
B 受益面積	ha	0	267	267	267	
C						

(3) 24年度に実施した主な活動・手順

- ・ 県営農村農業整備事業計画調査（2年目）を実施
- ・ 計画変更に係る法手続き
- ・ 事業推進協議会への事業説明
- ・ 計画調査事業に係る市負担金の支出

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 計画延長	m	0	490	490	490	
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

農道の整備を県営事業で実施するため、受益者・受益地の精査及び事業効果の算定等を行い、農道整備事業の採択を目指すもの。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 事業進捗率	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	0	50	100	100	
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22年度実績	23年度実績	24年度計画	24年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0

	②県	千円	0	750	1,750	1,501
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	749	1,750	1,500
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	1,499	3,500	3,001
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	0	80	80	80
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	0	320	320	320
計	トータルコスト A+B	千円	0	1,819	3,820	3,321
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

農道を整備し、地域農業の振興を図るためには、本事業（計画調査事業）を実施する必要があることから、施策の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

公共性の高い事業であることから、市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

対象は整備を必要としている「農道」であり、これ以上対象を絞ったり広げたりする必要はない。

④ 廃止・休止の影響

平成 24 年度までの事業であり、事業は完了している。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

事業主体である県と農道の受益者との調整を円滑に進めることにより、成果の向上を図ることが出来る。

調査計画事業の対象が巻堀地区の農道に限定しているため、他の事業との連携による成果の向上の余地はない。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

制度上、農道を利用する農業者を「受益者」として位置付けているが、整備後の農道は一般車両も通行する公共施設であることから、道路に関する特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費：県営事業への負担が必要であり、削減できない。

人権費：打合せや地元説明会に要するものであり、削減は出来ない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

計画調査事業は平成 24 年度で完了のため、これ以上改革改善を行う余地はない。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

計画調査事業自体は平成 24 年度で完了したが、事業採択後に施行される農道整備事業において、市の予算確保及び県と地元受益者等との調整を円滑に図る等、市としての役割を確実にこなすことが必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

農業車両の安全な通行を確保するとともに、農畜産物や生産資材の輸送の合理化及び地域農業の振興を図るため農道の整備計画を策定し、整備事業の採択を目指すため取組む。